

道路法等の改正について

道路法等の一部を改正する法律

背景・必要性

- 大型車による物流需要の増大に伴い、特殊車両※の通行許可手続の長期化など事業者負担が増大し、生産性が低下(過積載等の法令違反も依然として散見)
※ 車両の重量等が一定限度を超過する車両
- 主要駅周辺にバス停留所等が分散し、安全かつ円滑な交通の確保に支障
- バイパスの整備等により自動車交通量が減少する道路が生じる一方、コンパクトシティの進展等により歩行者交通量が増加する道路も生じており、歩行者を中心とした道路空間の構築が必要
- 2020年を目途としたレベル3以上の自動運転の実用化に向け、車両だけでなくインフラとしての道路からも積極的に支援する必要
- 災害発生時における道路の迅速な災害復旧等が必要

➡ **安全かつ円滑な道路交通の確保と道路の効果的な利用を推進する必要**

法律の概要

1. 物流生産性の向上のための特殊車両の新たな通行制度の創設 【道路法、道路特措法】

- デジタル化の推進により、登録を受けた特殊車両※が即時に通行できる制度を創設 ※ 車両の重量等が一定限度を超過する車両
 - ◆ 事業者は、あらかじめ、**特殊車両を国土交通大臣に登録**
 - ◆ 事業者は、発着地・貨物重量を入力して**ウェブ上で通行可能経路を確認**
 - ◆ 国土交通大臣は、ETC2.0を通じて**実際に通行した経路等を把握**
 - ◆ 国土交通大臣は、登録等の事務を一定の要件を満たす法人に行わせることができる



2. 民間と連携した新たな交通結節点づくりの推進 【道路法、道路特措法】

- 交通混雑の緩和や物流の円滑化のため、**バス、タクシー、トラック等の事業者専用の停留施設を道路附属物として位置付け(特定車両停留施設)**
 - ◆ 施設の運営については **コンセッション**(公共施設等運営権)制度の活用を可能とする
 - ・ **運営権者(民間事業者)は、利用料金を収受することが可能**
 - ・ **協議の成立をもって占用許可とみなす**



3. 地域を豊かにする歩行者中心の道路空間の構築 【道路法、財特法】

- **賑わいのある道路空間を構築するための道路の指定制度を創設(歩行者利便増進道路)**
 - ◆ 指定道路では、**歩行者が安心・快適に通行・滞留できる空間を整備(新たな道路構造基準を適用)**
 - ◆ 指定道路の特別な区域内では、**・ 購買施設や広告塔等の占用の基準を緩和** ・ **公募占用制度により最長20年の占用が可能**
 - ◆ 無電柱化に対する国と地方公共団体による無利子貸付け



4. 自動運転を補助する施設の道路空間への整備 【道路法、道路特措法、財特法】

- **自動運転車の運行を補助する施設(磁気マーカー等)を道路附属物として位置付け**(民間事業者の場合は占用物件とする)
 - ◆ 磁気マーカー等の整備に対する国と地方公共団体による無利子貸付け



5. 国による地方管理道路の災害復旧等を代行できる制度の拡充 【道路法】

- 国土交通大臣が地方管理道路の道路啓開・災害復旧を代行できる制度を拡充

特定車両停留施設の概要

特定車両停留施設

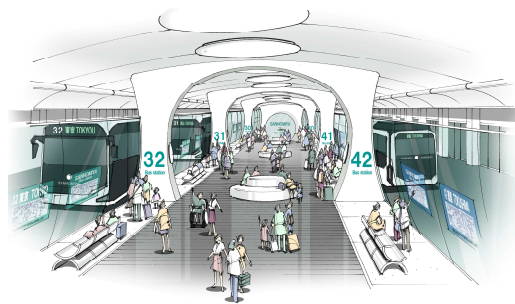
- 交通混雑の緩和や物流の円滑化のため、バス・タクシー・トラック等の事業者専用の停留施設を道路附属物として、新たに位置付け
 - 施設運営については、コンセッション（公共施設等運営権）制度の活用を可能とする

事業者専用の道路施設の構築

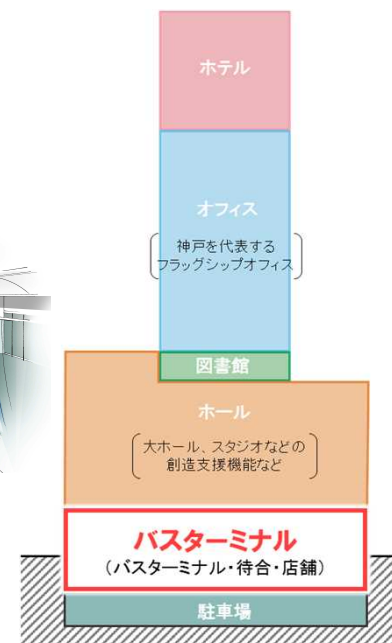
- バス、タクシー、トラック等を停留させるための「特定車両停留施設」を、新たに道路附属物として位置付け
 - 道路管理者が停留料金を徴収できることとする 等



[バス乗降空間のイメージ]



[バス待合空間のイメージ]



[再開発ビル内に設置する場合の構成のイメージ]

<特定車両停留施設のイメージ>

出典：国道2号等 神戸三宮駅前空間事業計画「中間とりまとめ」（概要）

歩行者利便増進道路の概要

歩行者利便増進道路

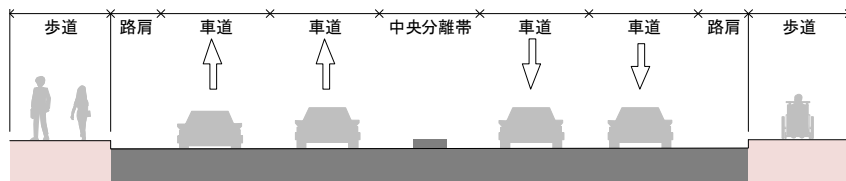
- 賑わいのある道路空間を構築するための道路の指定制度を創設

歩行者の利便増進のための構造基準の策定

- ・ 歩道等の中に、“歩行者の利便増進を図る空間”を定めることが可能に

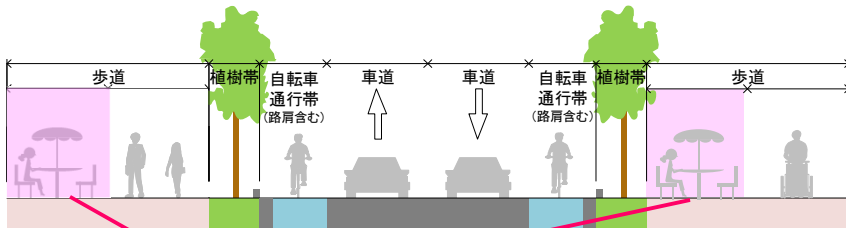
【新たな構造基準のイメージ】

【現行】



車道を4車線から2車線に減らし、歩道を拡幅

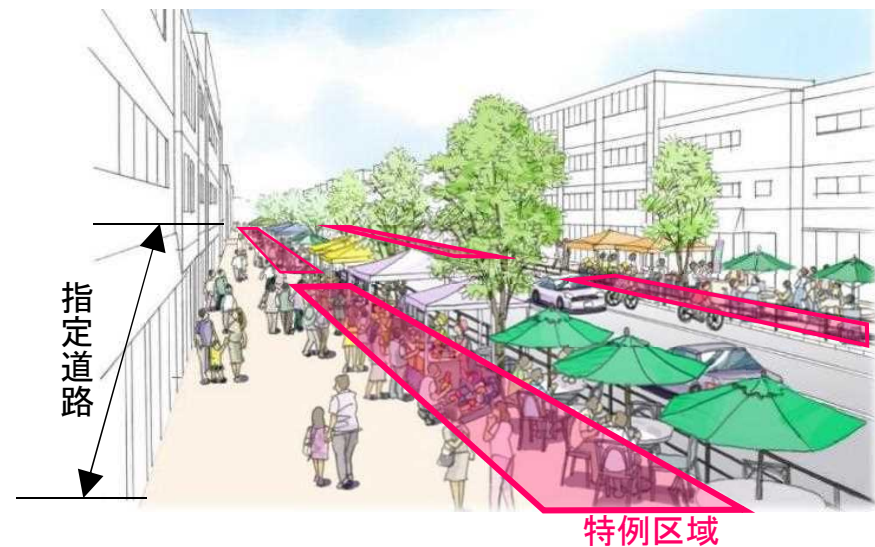
【今回案による改築後】



歩行者の利便増進を図る空間

利便増進のための占用を誘導する仕組みの導入

- ・ 特例区域では、占用がより柔軟に認められる
- ・ 占用者を幅広く公募し、民間の創意工夫を活用した空間づくりが可能に
- ・ 公募により選定された場合には、最長20年の占用が可能（テラス付きの飲食店など初期投資の高い施設も参入しやすく）



高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律

背景・必要性

2018年12月のユニバーサル社会実現推進法の公布・施行やオリパラ東京大会を契機とした共生社会実現に向けた機運醸成等を受け、「心のバリアフリー」に係る施策などソフト対策等を強化する必要

○ハード面のバリアフリー化を進める※一方で、使用方法等ソフト面の対応が十分ではないため、高齢者・障害者等の移動等が円滑になされない事例が顕在化

※ 利用者数3千人以上/日の旅客施設の90%で段差解消、87%で障害者用トイレ設置(2018年度末)

○公共交通事業者など施設設置管理者について、ハード整備とともに、ソフト面の対策の強化が必要

○オリパラ東京大会を契機とした共生社会実現に向けた機運醸成※1を受け、市町村、学校教育※2等と連携して「心のバリアフリー」を推進することが必要

※1「ユニバーサルデザインの街づくり」と「心のバリアフリー」に取り組む「共生社会ホストタウン」の拡大

※2 新学習指導要領※に基づき「心のバリアフリー」教育を実施(※小学校で2020年度から、中学校で2021年度から全面实施)

法律の概要

1. 公共交通事業者など施設設置管理者におけるソフト対策の取組強化

○公共交通事業者等に対するソフト基準※適合義務の創設(※ スロープ板の適切な操作、明るさの確保等)

○公共交通機関の乗継円滑化のため、他の公共交通事業者等からのハード・ソフト(旅客支援、情報提供等)の移動等円滑化に関する協議への応諾義務を創設

○障害者等へのサービス提供について国が認定する観光施設(宿泊施設・飲食店等)の情報提供を促進

2. 国民に向けた広報啓発の取組推進

(1)優先席、車椅子使用者用駐車施設等の適正な利用の推進

○国・地方公共団体・国民・施設設置管理者の責務等として、「車両の優先席、車椅子用駐車施設、障害者用トイレ等の適正な利用の推進」を追加

○公共交通事業者等に作成が義務付けられたハード・ソフト取組計画の記載項目に

「上記施設の適正な利用の推進」等を追加

(2)市町村等による「心のバリアフリー」の推進(学校教育との連携等)(主務大臣に文科大臣を追加)

○目的規定、国が定める基本方針、市町村が定める移動等円滑化促進方針(マスタープラン)の記載事項や、基本構想に記載する事業メニューの一つとして、「心のバリアフリー」に関する事項を追加

○心のバリアフリーに関する「教育啓発特定事業」を含むハード・ソフト一体の基本構想に

ついて、作成経費を補助(※予算関連)

○バリアフリーの促進に関する地方公共団体への国の助言・指導等

【教育啓発特定事業のイメージ】



高齢者疑似体験



車椅子サポート体験

3. バリアフリー基準適合義務の対象拡大

○公立小中学校及びバス等の旅客の乗降のための道路施設(旅客特定車両停留施設)を追加

バリアフリー基準適合義務の対象拡大

対象施設(以前)

- ・鉄道駅
- ・バスターミナル
- ・旅客船ターミナル
- ・航空旅客ターミナル
- ・特定道路
- ・特定路外駐車場(駐車のように供する部分が500㎡以上)
- ・都市公園
- ・特別特定建築物(床面積2000㎡以上の病院、ホテル、老人ホーム、劇場、特別支援学校 等)

対象施設(改訂後)

※下線部: 追加した施設

- ・鉄道駅
- ・バスターミナル
- ・旅客船ターミナル
- ・航空旅客ターミナル
- ・特定道路
- ・**旅客特定車両停留施設**
- ・特定路外駐車場(駐車のように供する部分が500㎡以上)
- ・都市公園
- ・特別特定建築物(床面積2000㎡以上の病院、ホテル、老人ホーム、劇場、特別支援学校、公立小中学校 等)

- ハード基準に適合した旅客施設・車両等の機能が十分に発揮されるためには、公共交通事業者等が実際にサービスを提供する際にこれらの旅客施設等を適切に使用することが必要不可欠
- このためハード基準への適合義務に加え、役務の提供の方法に関する基準(ソフト基準)の遵守義務を課すこととされた【令和2年5月 法改正】
- 旅客特定車両停留施設のソフト基準については、他の旅客施設や車両等のソフト基準を参考に策定予定

ソフト基準案検討の基本的な考え方

- ①バリアフリー化された旅客施設・車両等の機能が十分に発揮されるよう、ハード基準と対応するかたちで**バリアフリー設備の操作方法や維持管理に関する基準**を設ける
- ②人的対応を行うことを前提にハード基準を適用しないこととしている場合は、**当該人的対応を適切に実施すべき旨の基準**を設ける 等

＜道路法等改正に伴い検討が必要な事項＞

本日の検討事項

- 旅客特定車両停留施設の道路移動等円滑化基準（バリアフリー基準）の策定
- 歩行者利便増進道路の構造基準の策定
- 旅客特定車両停留施設の役務の提供の方法に関する基準（ソフト基準）の策定



＜法改正の内容を現場で運用するための検討事項＞

- 道路移動等円滑化基準のガイドラインを策定